

1 審議会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）が、異議申立人に対し「医療保護入院者の入院届」および「医療保護入院者（第33条第2項）の入院届」を一部開示とし、「医療保護入院者の定期病状報告書」を不存在としたことは、妥当である。

2 諮問に至る経過

諮問に至る経過は、次のとおりである。

(1) 開示請求

異議申立人は、平成11年4月1日付けで滋賀県個人情報保護条例（平成7年滋賀県条例第8号。以下「条例」という。）第12条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、「医療保護入院者の入院届」、「医療保護入院者（第33条第2項）の入院届」および「医療保護入院者の定期病状報告書」（以下「本件個人情報」という。）の開示を請求した。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、「医療保護入院者の入院届」および「医療保護入院者（第33条第2項）の入院届」（以下「両入院届」という。）については一部の情報が条例第13条第1号、第2号および第3号に該当するものとして、また、「医療保護入院者の定期病状報告書」については不存在として、条例第14条第1項の規定に基づき、一部開示の決定を行い、その旨を平成11年4月15日付け滋健第779号で異議申立人に通知した。

(3) 異議申立て

異議申立人は、本件個人情報の一部開示決定を不服として平成11年5月19日、実施機関に対し、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

(4) 諮問

実施機関は、平成11年6月18日付け滋健第1332号で、条例第22条第1項の規定に基づき、当審議会に諮問した。

3 異議申立ての内容（異議申立人の主張要旨）

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件個人情報の一部開示の決定の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立書、意見書および口頭意見による異議申立人の主張の要旨は、次のとおりである。

ア 精神保健指定医の診察がなく、精神保健指定医でない医師の診察しかなかったのに医療保護入院となり、両入院届が存在している。

イ よって精神保健指定医氏名の不開示その他の個人情報の一部開示の決定は違法、不当である。

4 実施機関の説明要旨

不開示理由説明書および口頭説明による実施機関の説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 両入院届の「病院管理者印影」の不開示

病院管理者の印鑑の偽造による犯罪を防止するため、開示すると当該法人に不利益を与えるおそれがあり、条例第13条第2号に該当する。

(2) 両入院届の「病名」欄、「生活歴および現病歴」欄、「現在の病状または状態像」欄および「病状または状態像の概要」欄の不開示

医療保護入院者の入院届における記載内容は、精神保健指定医の診察に基づくものである。

情報を開示した場合、精神障害者については病識を有しない場合もあることから精神障害者本人の不信感を募らせ、症状の悪化につながるなど、医療行為への無用な誤解や反発が生じる可能性がある。

また、入院届に記載されている情報を本人に開示することとなると、今後、精神保健指定医が入院届を記入する際、病状等についてその記載内容を簡略化するなどの対応が予想される。

このため、精神医療審査会において、精神病院の管理者からの医療保護入院の届出（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下「法律」という。）第33条第4項）や措置入院者および医療保護入院者の定期病状報告（法律第38条の2第1項および第2項）に係る入院中の者について、その入院の適否に関する審査が困難になり、適正な医療および保護の確保に支障が生じるおそれがあり、条例第13条第3号に該当する。

(3) 両入院届の「診断した精神保健指定医氏名」欄および「入院を必要と認めた精神保健指定医氏名」欄の不開示

精神障害者を診断した精神保健指定医の氏名について、本件は医療保護入院であって精神障害者本人の同意を要しないものであり、その診断行為も精神障害者本人の同意を要しないものであることから、これを開示した場合、当該精神保健指定医の生活等に対する妨害等が生じる可能性があることも予想され、第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあり、条例第13条第1号に該当する。

また、精神保健指定医の氏名を本人に開示することとなると、今後精神保健指定医

が入院届を記入する際、病状等についてその記載内容を簡略化するなどの対応が予想される。

このため、精神医療審査会において、精神病院の管理者からの医療保護入院の届出（法律第33条第4項）や措置入院者および医療保護入院者の定期病状報告（法律第38条の2第1項および第2項）に係る入院中の者について、その入院の適否に関する審査が困難になり、適正な医療および保護の確保に支障が生じるおそれがあり、条例第13条第3号に該当する。

(4) 医療保護入院者（第33条第2項）の入院届の「同意者」欄の不開示

医療保護入院は、精神障害者の医療および保護のための入院であって、保護者（保護者が選任されるまでの間は、同意者）の同意が要件とされている。

したがって、精神障害者本人の同意を要しないものであることから、同意者欄を開示した場合、今後の事例において同意者がその後の本人との紛争等の発生を考慮し、同意を躊躇することなどが予想され、第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあり、条例第13条第1号に該当する。

一方で、医療保護入院はその要件として同意者の同意が不可欠であり、同意者欄を開示することにより、精神障害者の医療および保護を目的とした医療保護入院の今後の適正な執行に支障が生じることを防止する。

(5) 医療保護入院者の入院届の「保護者」欄の不開示

医療保護入院は、精神障害者の医療および保護のための入院であって、保護者（保護者が選任されるまでの間は、同意者）の同意が要件とされている。

したがって、必ずしも精神障害者本人の同意を必要とするものではないことから保護者欄を開示した場合、同意した当該保護者の生活等に対する妨害等が生じる可能性があることも予想され、第三者の正当な権利利益を侵害するおそれがあり、条例第13条第1号に該当する。

また、保護者欄を開示することとなると、今後、保護者が同意を躊躇するなど、保護者の協力が得られにくくなることが予想される。

このため、精神医療審査会において、精神病院の管理者からの医療保護入院の届出などに係る入院中の者について、その入院の適否に関する審査が困難になり、適正な医療および保護の確保に支障が生じるおそれがあり、条例第13条第3号に該当する。

(6) 医療保護入院者の定期病状報告書の不存在

定期病状報告書については、入院から1年ごとに報告されることとなっており、異議申立人の入院は1年未満であるので存在しない。

5 審議会の判断

(1) 審議会の判断理由

当審議会は、諮問案件について後述（2）のとおり審議を経て検討した結果、次

のように判断する。

ア 基本的な考え方について

条例は、個人の権利利益を保護することを目的に、第1条および第11条で何人にも実施機関が保有する自己に関する個人情報についての開示を求める権利を保障することとしているが、第13条で開示の例外として実施機関が開示しないことのできる個人情報を制限的に列挙している。したがって、請求のあった個人情報の全部または一部について不開示の決定をする場合は、原則として当該情報が第13条各号のいずれに該当するかどうかのいかんによってのみ判断されるものである。

ところで本件異議申立てにおいて異議申立人が主張するところは、条例第13条各号の該当性の有無を争うものでなく、直接的には本件個人情報作成の原因となった異議申立人に対する医療保護入院の措置そのものの手続きの問題（3の(2)のアイ参照）についてである。

開示請求に対する個人情報の開示、不開示の判断において、こうした個人情報に関する記載内容に係る事実関係の有無まで考慮する必要があるかどうかは、疑問の余地もあるところであるが、事実関係が既に明らかになっている場合や、容易に確認できる場合は、特別の事情として開示・不開示の判断において考慮されるべき場合もあるものと考えられる。

しかしながら、本件での異議申立人の主張については、異議申立人、実施機関の職員、さらに関係者の意見や説明を総合的に考慮すると、上記のような特別な場合に当たらず、また、異議申立人が医療保護入院となった日においては、その主張を是認しうような状況ではなかったものと考えられ、異議申立人の主張は採用することはできない。

したがって、以下原則どおり条例第13条各号の該当性についてのみ判断する。

イ 条例第13条第1号該当性について

条例第13条第1号は、開示請求をした者以外の個人に関する情報が含まれている場合であって、開示をすることにより、当該個人の正当な利益を害するおそれがあるものは、当該個人情報を開示しないこととしている。

実施機関が同号に該当するとして不開示としたのは、医療保護入院者の入院届の「診断した精神保健指定医氏名」欄および「保護者」欄ならびに医療保護入院者（第33条第2項）の入院届の「入院を必要と認めた精神保健指定医氏名」欄および「同意者」欄である。

医療保護入院は、精神保健指定医の診断結果と保護者や同意者の同意を要件として、本人の同意を得ることなく、本人の意に反しても入院措置がなされる制度である。したがって、これらの欄を開示することとなると、入院の必要性や診断結果に対する認識の相違から、入院措置を受けた者とこれらの欄に記載されている者との間で、無用の紛争が生ずるおそれがあること、さらにはこれらの者の生活や身体等

に対する妨害等が生ずるおそれがあることは否定し難く、実施機関の主張のように同号に該当するものと判断する。

ウ 条例第13条第2号該当性について

条例第13条第2号は、法人等に関して記録された情報または個人が営む事業に関して記録された情報が含まれる場合であって、開示をすることにより、当該法人等または当該個人の競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれのあるものは開示しないこととしている。

実施機関が同号に該当するとして不開示としたのは、両入院届の「病院管理者の印影」であるが、偽造による犯罪防止を理由としたものであり、同号に該当するとともに、同条第4号にも該当するものと認められる。

エ 条例第13条第3号該当性について

条例第13条第3号は、個人の評価、診断、判定、選考、指導等の事務に関する情報であって、開示をすることにより、当該事務の適正な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるものについては、開示しないこととしている。

実施機関が同号に該当するとして不開示としたのは、医療保護入院者の入院届の「病名」欄、「生活歴および現病歴」欄、「現在の病状または状態像」欄、「診断した精神保健指定医氏名」欄および「保護者」欄ならびに医療保護入院者（第33条第2項）の入院届の「病名」欄、「病状または状態像の概要」欄および「入院を必要と認めた精神保健指定医氏名」欄であり、同届の「同意者」欄についても説明等の趣旨から同号の該当性も主張しているものと認められる。

両入院届は、精神病院の管理者が、精神保健指定医による診断の結果、精神障害者であり、かつ、医療および保護のため入院の必要があると認めた者について、入院措置を採ったときに知事に届け出る義務があるもので、もともと本人に開示することを予定したのではなく、医療保護入院が、患者にとっては強制的な側面を伴うことから、患者の症状等を知事に報告させ、精神医療審査会における審査などを通じて入院の適正さを担保しようとするものであるとされている。したがって、両入院届に記載されている情報は、精神障害者に対する適正な医療と保護のための診断や判定の事務に関する情報に該当するものと認められる。

精神保健指定医の診断の結果である「病名」欄、「生活歴および現病歴」欄、「現在の病状または状態像」欄、「病状または状態像の概要」欄については、これらを開示することとなると、医療保護入院が、本人の同意を得ることなく、指定医の診断結果と保護者や同意者の同意でもって本人の意に反しても入院措置がなされる制度であるという特殊な事情を考慮すれば、患者自らの病識の自覚との相違などから、症状に悪影響を及ぼしたり、医師や病院に対する不信感や医療行為に対する反発を招くおそれがある。

また、これらの欄や精神保健指定医氏名が記載されている欄を患者に開示される

ことが前提となると、精神保健指定医が患者への影響やイにおいて述べたような患者とのトラブルなどを懸念して記載内容を簡略化するなどの対応が予想され、精神医療審査会での医療保護入院の適否の審査が困難になるおそれがある。

保護者欄や同意者欄の開示も今後患者との紛争等の発生を考慮して同意を躊躇することとなるおそれがある。

こうしたことは、今後反復継続する精神障害者に対する適正な医療と保護のための診断や判定に関する事務に著しく支障を生ずるおそれがあると認められ、条例第13条第3号に該当するものと判断する。

オ 医療保護入院者の定期病状報告書の不存在について

法律第38条の2第2項において準用する同条第1項の規定および精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第20条第3項の規定によれば、医療保護入院者を入院させている精神病院の管理者は、医療保護入院の措置が採られた日の属する月の翌月を初月とする同月以後の12月ごとの各月に入院者の病状等の事項を知事に報告しなければならないこととされている。

異議申立人および実施機関の陳述や説明からすると異議申立人の医療保護入院の期間は12月未満であることが認められ、病院管理者には当該報告の義務はないことから、医療保護入院者の定期病状報告書は存在しないとする実施機関の主張は、妥当なものと判断する。

よって、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(2) 審議会の処理経過

年 月 日	内 容
平成11年 6月18日	諮問書の受理
平成11年 7月 5日	実施機関から理由説明書を受理
平成11年 7月22日	異議申立人から意見書を受理
平成11年 8月26日	実施機関から説明聴取 (第11回審議会)
平成11年10月 6日	異議申立人から意見聴取 (第12回審議会)
平成11年11月12日	審議(第13回審議会)
平成12年 1月12日	関係人から意見聴取 審議(第14回審議会)
平成12年 3月 3日	審議(第15回審議会)